

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年2月7日（火） 本社11階 会議室	
出席委員	乗鞍 良彦（弁護士） 清野 純史（大学教授） 池田 千鶴（大学教授）	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
抽出案件	抽出案件 4 件	件名
条件付一般競争	2 件	・令和4年度水島IC他ETC設備 工事 ・令和4年度西瀬戸自動車道空中写 真測量・図化業務
指名競争（公募併 用型指名競争）	1 件	・令和4年度神戸管内空調設備更新 他工事
グループ会社契約	1 件	・令和4年度因島大橋アプローチ率 向上検討業務委託
委員からの意見・質 問、それに対する応 答等	意見・質問	回答
	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	・意見の具申又は勧告はなかつ た。	

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>①入札方式別発注業務について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	
<p>②指名停止等運用状況について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	
<p>③条件付一般競争（令和4年度水島IC他ETC設備工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格はどのような計算方法で算出するのか。 ・ 見積活用方式はどのような場合において採用する方式か。 ・ 見積を1社しか徴収しなかった理由は何か。 ・ 1社入札であったことから、価格と技術の両面で評価する総合評価落札方式の特性を生かしていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算出基礎となる直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に対し、それぞれ所定の率を乗じた値を積み上げて算出している。 ・ 発注者の標準積算と競争参加者の入札価格の乖離が想定される工事に適用できるとしている。具体的には工事規模、現地条件等により積算基準を適用することが不合理と考えられる場合、資材等の直近の見積を積算に反映するのが合理的であると考えられる場合等のケースを想定している。 ・ 見積活用方式における見積書は、競争参加資格申請のあった業者から徴収することとしており、本件については申請者が1社のみであったことから、見積徴収も1社のみとなったものである。 ・ 入札者は入札の段階では自社以外に他の入札者がいるかどうか分からないため、競争原理は働くので、当該制度を採用する意義はあると考えられる。

④条件付一般競争（令和4年度西瀬戸自動車道空中写真測量・図化業務）

・入札した他社に比べ落札者の入札価格が安い価格であるが、人件費等をかなり絞っているということか。

・低入札調査制度がない中で、品質を確保するためにどのようなチェックを行っているのか。

・入札金額の内訳によると、間接部門に係る間接費が当社積算額との乖離が大きくなっている。作業部門の人件費を絞っている訳ではないと考えている。

・本業務は、受注者が測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて各作業段階の作業終了時に品質評価表及び精度管理表を作成し、当社に提出することとしている。また、最終的な成果品については、第三者の検定を受けることとしている。

⑤指名競争〔公募併用型指名競争〕（令和4年度神戸管内空調設備更新他工事）

・アンカレイジ部の工事は、かなり技術的に難しいとか、或いは、それで入札を躊躇するといったようなことは考えられるか。具体的に、どのような工事になるのか。

・本工事は発注規模が大きいですが、同種の工事をまとめて1件の工事で発注することとし、また趣旨を確認したい。スケールメリットを發揮できるようにしたということか。

・結果的に1社入札となった理由は。

・アンカレイジ内部は空洞になっており、倉庫や書庫等に使用している。当該倉庫に空調を設置する作業が主であるが、必要事項は全て設計図において示しており、特に技術的に難しいものではないと考えている。

・既存の空調設備については、明石海峡大橋の供用開始時に設置したものであり、更新のタイミングが同時期となった。一方でトイレについては、お客様の快適な利用という観点から空調の新規設置を予定しており、タイミングが重なったことから一括で発注を出したものの。

また、スケールメリットにより業者が参加しやすいのではないかと判断もあった。

・工事規模が大きく工期も複数年に及ぶことから、配置できる技術者の確保などが影響したものと推察される。また、空調設置に伴う既設建物の改修工事を含めた結果、管工事業者が参加を躊躇した可能性が考えられる。

・公募併用型指名競争入札において、本件のように指名業者ではなく非指名業者が落札者となる事例は他にもあるのか。

・過去にも同様の事例はあるが、傾向としては指名業者が落札するケースの方が圧倒的に多い。

⑥グループ会社契約（令和4年度因島大橋アプローチ率向上検討業務委託）

・アプローチ率は今後100%を目指さないのか。

・トラスが複雑に交差する場所等、アプローチできない箇所がある。そのような箇所は足場が必要となるため、100%には届かない。

・本業務の受注者であるグループ会社から更に一部外注をしているが、そもそも本四高速からグループ会社への発注と一般外注を分けて発注できなかったのか。

・長大橋には、特殊な施設、構造を採用しており、緊急対応が必要な場合に備え、グループ会社で対応ができるよう取り組んでいる。更に、グループ会社は作業車の構造・機能に熟知し、作業車の改良実績もあり、改良のノウハウも有していることから、本業務を効率的に実施し、かつ本検討のノウハウ蓄積のため、業務全体をグループ会社に委託した。

ただし、構造照査・図面作成等の作業については、効率性の観点から、グループ会社の全体マネジメントの元、一部外注を行ったもの。

⑦子会社の外注状況の確認（令和4年度因島大橋アプローチ率向上検討補助業務）

・外注先が既存の作業車の設計・改造等の検討を行うことができる唯一の業者であるということであるが、今後の維持管理上問題は無いのか。

・長大橋には、特殊な施設、構造を採用しており、その維持管理、更新に対応できる会社が少なくなっているのは、当社としても維持管理上の課題と認識しており、その対応についても今後検討してまいりたい。